

豊中市男女共同参画計画の見直しについて

答 申

平成20年（2008年）1月

豊中市男女共同参画審議会

目 次

答申にあたって	1
施策の基本目標と具体的施策について	2
基本目標 について	2
1． 市政等における政策・方針決定過程への女性の参画拡大について	
2． 事業者や団体等における方針決定過程への女性の参画拡大について	
3． 女性の人材育成について	
基本目標 について	3
1． 仕事と子育て・介護・看護の両立のための支援の充実について	
2． 家庭・地域における男女共同参画の推進について	
基本目標 について	4
1． 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進について	
2． 女性の就業支援の充実について	
基本目標 について	6
1． 男女共同参画の推進を阻害する要因によるあらゆる暴力の根絶について	
2． 人権としての性の尊重について	
3． 男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害相談および救済の充実について	
基本目標 について	7
1． 男女共同参画を推進する幼児教育、乳幼児保育・療育の推進について	
2． 男女共同参画を推進する学校教育の充実について	
3． 男女共同参画を推進する社会教育、学習の充実について	
基本目標 について	7
1． 男女共同参画の理解の推進について	
2． 男女の人権を尊重した表現の推進について	
3． 男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直しについて	

- 4 . 男女共同参画にかかわる情報の収集・加工・提供の推進について
- 5 . 男女共同参画を推進する地域活動の推進について
- 6 . 自分らしい生活を可能とする支援について

計画の推進について	11
1 . 推進体制の整備について	
おわりに	12
参考資料	13
諮問文(写).....	14
豊中市男女共同参画審議会委員名簿.....	15
豊中市男女共同参画審議会審議経過.....	16
豊中市男女共同参画推進条例.....	18
豊中市男女共同参画審議会規則.....	22

答申にあたって

豊中市においては、豊中市女性問題推進会議からの「豊中市における女性のための199の提言」（昭和60年（1985年））に始まり、豊中市女性問題審議会の6次にわたる答申（昭和61年（1986年）～平成8年（1996年））においてあらゆる角度から男女共同参画の議論を深めてきた。また、平成15年（2003年）に「男女共同参画推進条例」が施行され、平成16年（2004年）策定の「男女共同参画計画」に沿って、市の政策としてその実現をめざしてきている。

しかし、平成16年（2004年）に豊中市が実施した「男女共同参画社会についてのアンケート調査」などから判るように、その思いは一人ひとりの市民に充分届いているとはいえず、二十数年の男女共同参画推進の歩みは、行政を中心とした取り組みであった感は否めない。

特に、ジェンダー（社会的・文化的な性別）問題から派生する性役割意識や男女格差の問題は、人々の中に温存され男女共同参画の推進に大きな弊害となっている。市民がそれぞれの生活の場での性役割問題等を実感し、一人ひとりが納得できる格差是正の必要性をわかりやすく啓発していくことが、これからの男女共同参画推進に必要である。

このたび、「豊中市男女共同参画計画」の中間見直しについて、豊中市より本審議会に対し諮問があったため、当審議会において、全体会4回・分野別部会6回にわたる真摯な議論のうえ、本書のとおり答申をまとめた。

豊中市におかれては、答申の趣旨に沿った形で「豊中市男女共同参画計画」の成案化を図られたい。

平成20年（2008年）1月11日

豊中市男女共同参画審議会会長 川喜田 好恵

施策の基本目標と具体的施策について

<基本目標 について>

「豊中市男女共同参画計画」は、基本目標の1番目に「政策・方針の決定過程への女性の参画拡大」を掲げ、基本課題として「1 市政等における政策・方針決定過程への女性の参加拡大」「2 事業者や団体等における方針決定過程への女性の参画拡大」「3 女性の人材育成」の3点を挙げている。以下、その3点に沿って述べたい。

「1 市政等における政策・方針決定過程への女性の参画拡大」について

・市政への女性の参画を推進することは、豊中市が直接の主体となっていくことができる課題であり、その点について現計画に基づき、審議会への女性の登用などについては、着実な努力がなされている。ただ、審議会等委員の市民公募や、パブリックコメントをもとめる際の市民意見の集まり具合という点では、まだまだ課題が残されている。

・具体的には、審議会の女性委員の割合は平成19年（2007年）4月現在で29.3%。4年間で目標の40%に届くにはかなり厳しい状況といえる。各団体の長を委員にすることが多いため、そこに女性がいないことが大きな原因であるが、法的に根拠のある審議会以外は「各団体の長」をあてるという慣習を極力廃して、各団体から女性を推薦してもらうことなどを徹底する。さらに、専門的知識を有する識者の中でも女性の割合が上昇していることから、学識経験者選任の際に積極的な登用を図る必要がある。

・また、専門的な知識・技能を持った女性の活用だけでなく、豊中市に暮らす市民としてのニーズや知恵を市政に反映させるシステム（環境）を考案し、その中に女性の参加を促すために具体的で積極的な方策を検討する。そのためにも、「一般市民」としての女性の市政参画状況の測定など、課題を浮かび上がらせるための現状分析も必要である。

「2 事業者や団体等における方針決定過程への女性の参画拡大」について

・いずれの自治体でも苦慮しているところと思われるが、市内の事業所への働きかけについて、さらに有効な方策を検討する必要がある。新鮮かつ実施可能な方策をさぐるために、国内外の先進的な事例についての調査を行なうなど、積極的な計画の展望が必要である。

・また、市の出資法人に対する働きかけの方策についても、具体的な企画がのぞまれる。

・豊中市の総合評価入札における評価基準項目の検討において女性の登用を優遇措置にかぞえることを検討したものの実施には至らなかったということだが、女性役職者の数を基準にするだけでなく、「何らかのポジティブアクション（企業において女性が能力を発

揮するための積極的な取り組み)を行った事業者を優先する」といった方法などの研究・導入が望まれる。

「3 女性の人材育成について」について

・女性の人材育成の取り組みも検討に終わったということだが、男女共同参画推進のための地域リーダーの育成と活用について、単に学習する場を提供するだけでなく、修了者に「男女共同参画社会づくりリーダー」(仮称)という資格を与えて、地域のリーダー的な存在になってもらうとともに、各種講演や学習会などの講師を務めてもらうよう育成する取り組みをしてはどうか。

・その際に、とよなか男女共同参画推進センター「すてっぷ」を中心に実施の検討をお願いしたい。対象としては、女性市民はもとより男性市民をも含むものとし、地域の市民生活に溶け込み、貢献していく土壌づくりを検討されたい。

<基本目標 について>

基本目標の2番目は、「男女の家庭生活と職業・地域生活の両立支援」であり、基本課題は「1 仕事と子育て・介護・看護の両立のための支援の充実」「2 家庭・地域における男女共同参画の推進」の2点である。

「1 仕事と子育て・介護・看護の両立のための支援の充実」について

・放課後こどもクラブ(平成18年度まで「留守家庭児童会事業」)においては、開設時間30分繰り上げ、放課後の開設時間の更なる延長と土曜日・長期休暇時の対応、学校警備員の配置時間の見直しによる、児童の安全対策の強化が行われた。今後帰宅する児童の安全を保障するため、家まで送り届けるボランティアが望まれる。この対策の一案として、団塊世代の経験者の投入による人的確保が挙げられる。さらに、この事業の在籍児童数が増加していることから、クラブ室確保に取り組んでもらいたい。

・保育所入所については、認可定数の15%をめどに定数の弾力化を行い、年度当初の待機児童は年々減少しているが、年度途中においては、1、2歳児で待機児童が出ている現状がある。保育所の待機児童数をゼロにするために、すでに実施されている他市保育委託をさらに充実させるなど、可能な施策を実行し、解消に努めてほしい。

・民間事業所に対する育児・介護休業法に関する啓発をはじめ、情報の提供が不十分であり、特に小零細企業に対する啓発が急務である。これをふまえ、さらに「仕事と子育て、介護、看護の両立」「男性の子育て参加」等を促すために、豊中市として何らかのインセンティブ(目標を達成しようとする刺激)を提供することが有効である。

・また、小零細企業の実情を正確に把握する統計作業を行うべきであり、そのために男女共同参画推進課は他の部課との連携を強化しなければならない。

・さらに、中小規模の事業所の雇用側に対して、制度説明や情報提供などについて、研修啓発を行なうなどして、従業員の相談窓口・支援促進などの具体的取り組みを実行できる雇用主に育てる手立てが必要である。

「2 家庭・地域における男女共同参画の推進」について

・男性の子育て・介護・看護・家事及び地域活動への参画の促進に対し、市民の意識を向上させるために、男女共同参画に関する「標語」「短歌」等の募集を提案する。

・自治会や公民分館、まちづくり協議会等の自治関係団体と、行政組織が互いに連携しあい、市民の現状の声を吸い上げ、地域コミュニティに関する方針を策定することが問題解決の近道である。

・また、子育ては男女が協力して行うべきものであるという視点に立ち、率先垂範の意味をこめて、行政に携わる男性職員、教育に携わる男性教員に対して積極的に育児休業を取得するような働きかけが必要である。

<基本目標 について>

基本目標の3番目としては、「就業における男女共同参画の推進」であり、基本課題として「1 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進」、「2 女性の就業支援の充実」の2点であり、女性の自立支援に欠かせない項目となっている。

「1 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進」について

・改正男女雇用機会均等法において、特に、
差別禁止が男女双方になった点
妊娠・出産による不利益取り扱いが禁止された点
間接差別の禁止が盛り込まれた点
セクシュアル・ハラスメント防止の措置が企業に義務化された点
についてチラシや冊子の作成、学習会やセミナーの開催などにより、事業主および働く人双方に十分周知・徹底を行うことが必要である。

・また、「セクシュアル・ハラスメント防止」が改正均等法で措置義務化されたのを受け、豊中市としても「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」の充実を図るとともに、事業所

に対しても、防止に向けたプログラムの学習会の開催など、啓発活動を強化することが望まれる。

・女性の就労は増加しているが、その多くがパート労働者であり、その賃金は「地域別最低賃金額」をひとつの目安として設定されている場合が多い。「地域別最低賃金額」は毎年改定されており、その周知・啓発をさらに行なう必要がある。また、改正パート労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）についての周知をはかり、より安定した雇用確保についての啓発を行う必要がある。

・事業所への情報提供に伴っては、情報の受け側が必要とするタイミングでいつでも情報取得することが可能になるよう、さまざまな媒体（インターネット・CATV・広報など）を活用した効果的な情報提供に努める必要がある。

・労働や賃金に関わる相談、就労支援に関わる情報等を随時提供できるシステム体制を整える。さらに、相談窓口での相談を蓄積し、データベース化して分析することによって、豊中市の施策に有効に反映できるのではないかと。また、相談窓口の相談しやすい雰囲気づくりや利便性の向上（場所・時間の設定など）をできるだけ工夫することが望まれる。

・就労支援における無料職業紹介事業は高く評価できるので、さらに推進してもらいたい。今後もハローワークなど他団体との連携を密にし、推進体制を充実し、その機能の強化を図ってもらいたい。

・豊中市において、男女による仕事の与え方の違いや性による業務内容の違いがないかを点検し、男女共同参画のモデル職場として、制度改革、意識改革を進める必要がある。また、「ポジティブアクション」を推進し、積極的な女性の管理職への登用など「男女共同参画」を体現できる環境整備に努めるなど、男女共同参画の推進を一層進めてもらいたい。

・豊中市において、女性職員が職業生活と家庭生活を両立できるような支援策をさらに進めることとあわせて、男性職員の子育て参加を促すことが必要である。そのためには男女問わず育児休業や育児参加休暇などを取得することに対し、職場の同僚や上司の理解が進まなければならないし、育児休業や介護休業、子の看護休暇などを取得することによって不利な状況になってはならない。

「2 女性の就業支援の充実」について

・現在、相談窓口は労働会館であるが、相談者である市民からみれば場所がわかりにくく不便である。特に女性の就労支援においてはアクセスのよさが重要であり、「すてっぴ」と連携し駅前には窓口を設けるなど改善が望まれる。また相談時間についても夜間や休日の受付を設けるなど柔軟な運用を期待したい。

<基本目標 について>

4番目の基本目標は、「男女の個人としての尊厳の確立」であり、「1 男女共同参画の推進を阻害する要因によるあらゆる暴力の根絶」、「2 人権としての性の尊重」、「3 男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害相談および救済の充実」の3点を基本課題に据え、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスの防止をはじめ、その救済制度の基本である相談の充実、さらには、男女が互いの性を理解尊重することにより、男女双方が人間らしい生き方ができることを目的とした項目である。

「1 男女共同参画の推進を阻害する要因によるあらゆる暴力の根絶」について

【職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止の徹底】

・商工労政課と連携して、今後もセクハラ防止のための取り組みを行うとともに、商工労政関係のアンケート調査の際に、セクハラ防止を明確にしている事業所の率についても調査を行い、2005年調査の20.2%よりも増加させる。

・事業所向け研修を、「セクハラ講座」としてではなく、「リスクマネジメント講座」の一環とするような、事業所にとってメリットを感じられる設定を工夫する必要がある。

・事業者へ向けて、啓発広報だけでなく、何らかのインセンティブを与えることが考えられないか。

【DV（ドメスティック・バイオレンス）対策関連】

・このたび改正されたDV法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定や、配偶者暴力相談支援センターの設置が市町村の努力義務とされているので、それが可能かどうか、具体的に検討されたい。

・DVについては、DV防止ネットワーク会議が機能しているようであるが、具体的なケースにおいて、被害者が生活保護に頼らずに自立していくために、一時的な資金の貸し付けが有効なケースがあると考えられるのであれば、生活援護資金の保証人の要件を緩和する等の措置が可能かどうかを検討してはどうか。

「2 人権としての性の尊重」について

・学校現場において性教育が積極的に行なわれていない傾向が各地でみられるようだが、男女共同参画を進める立場から、それは望ましいことではない。各小・中学校で、男女平

等教育に通じる、適切な性教育を行うべきである。どの程度、取り組みがなされているか、アンケート調査を行い、取り組みのない小・中学校の割合を減らしていく等の目標設定を検討してはどうか。

・各学校の現場の教員では、対応しきれないということであれば、男女平等教育に通じる、適切な性教育を行うことのできる人材を育成する、もしくは、民間から発掘し、各学校に提供できる体制を検討してはどうか。また、現在の性教育のガイドラインは策定されてから年月が経過しているようなので、現在の学校現場のニーズに応じた新しいガイドラインを作る必要がある。いずれにしろ、教員個人を超えて教育委員会と各学校で組織的に考えていく必要がある。

「3 男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害相談および救済の充実」について

・相談の振り分けのできる総合窓口の設置など、相談窓口のあり方に工夫されたい。

<基本目標 について>

基本目標の5番目は、「男女共同参画を推進する教育・保育・療育・学習」である。男女共同参画を推進するためには、何よりも、乳幼児期・学童期からその考え方にふれ、社会における性別による格差を見抜き、その是正に向けて行動していく力を養成することが必要である。こうしたことから、「1 男女共同参画を推進する幼児教育、乳幼児保育・療育の推進」、「2 男女共同参画を推進する学校教育の充実」、「3 男女共同参画を推進する社会教育、学習の充実」の3点を基本課題とし、乳幼児期から成人に至る幅広い学習環境の充実に努めることとしている。

「1 男女共同参画を推進する幼児教育、乳幼児保育・療育の推進」について

・現在、幼稚園・保育所、療育施設等において行なわれている乳幼児期からの教育・保育・療育については、現在の実施内容を踏まえ、教材の開発等さらに充実を図られたい。

「2 男女共同参画を推進する学校教育の充実」について

・小・中学校の教員を対象に人権教育の研修を行っているが、教員の参加が少ない状況があると聞く。また、教員には教材研究の時間も十分に取れない多忙な状況があるという。今後「男女平等教育」を企画・実施するための校内体制をつくる必要がある。

「3 男女共同参画を推進する社会教育、学習の充実」について

・「すてっぷ」では、保育つき情報ライブラリーなど、意欲的な試みが行われている。今後も継続と発展が望まれる。

・「すてっぷ」の講座情報については「広報とよなか」への掲載にとどまらず、チラシの配布やポスターの掲示、ケーブルテレビなど複数のメディアの活用など、受講者数の増加に結び付ける努力が必要であろう。

<基本目標 について>

「豊中市男女共同参画計画」は、基本目標の6番目に「男女共同参画を推進する環境の整備」を掲げ、基本課題として「1 男女共同参画の理解の推進」「2 男女の人権を尊重した表現の推進」「3 男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直し」「4 男女共同参画にかかわる情報の収集・加工・提供の推進」「5 男女共同参画を推進する地域活動の推進」「6 自分らしい生活を可能とする支援」の6点を挙げている。

「1 男女共同参画の理解の推進」について

・豊中市は、女性市民の活動がそもそも活発な地域であり、そのことを活かしさらに発展させていくような学習機会の提供が望まれる。その際、活発な地域組織と連携・活用して生活の場から「実感をともなった男女共同参画の必要性」が理解されるような場づくりがもとめられる。

・「人権教育推進委員協議会」「公民分館」「校区福祉委員会」「青少年健全育成会」「子育てグループ」「老人会」など、それぞれの活動団体において、「男女の対等な参加・参画」「男女の生活自立と性役割克服」など具体的な目標をあげて活動の取り組みがなされるよう年次計画などが立てられるように働きかける。

・また、市民の関心の高い「こども」関連のイベントや集まりなど地域のさまざまな場を活用して、「女の人だけが子育てをするのはどう思う?」「子どもができたら、女性は仕事を辞めるべき?」などの問いかけを発して、女性の就労、男性の子育て参加など身近な問題を議論するなかで啓発していくという仕掛けづくりを検討する。

・上記のような取り組みを進めるために有効な啓発教材等を研究開発し、活用する。

・さらに現代社会では、性暴力被害、DVやデートDV問題、児童虐待、親子間暴力、セクシュアル・ハラスメントなど市民の安全に関わる問題が頻出し、予防や防止に関する啓発活動はますます重要になってきている。市民が、自発的に出向く生涯学習施設だけでなく、自治会やPTA、職場や学校園などの教育現場など、すべての場で必須の研修として計画的に実施していくことが望まれる。

「2 男女の人権を尊重した表現の推進」について

・男女の性役割や女性を性の対象として強調したりする表現は、意識されないうちに人々の意識の中に浸透し、ジェンダー格差を温存する原因のひとつとなっている。また、近年のパソコンや携帯の普及によってヴァーチャル（仮想現実）世界が市民の個人生活に深く進入し、過激な性表現や暴力表現が若者たちの意識に影響を与えていることも否めない。これらの問題に対応するためには、メディア規制の方向よりも、一人ひとりがメディアに対する批判能力と選択する力を身につけ、成熟した市民になることが不可欠である。そのために、小・中学校においては、メディア・リテラシー（メディアの内容を評価・分析・判断・活用する能力）の学習を必須とするだけでなく、一般市民を対象とした人権・男女共同参画・法律など各種のリテラシー教育を社会教育の場で充実させることが求められる。

・また、男女共同参画に関連したメディア・リテラシー教育は、まだ手探りの状態にある。学校によってはそれに熱心な教員もいるが、それが点にとどまっている。今後、男女共同参画に向けたメディア・リテラシー教育の実践を交換し合う教員研修の機会が必要であろう。

「3 男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直し」について

・「男女に中立的でない制度の見直し」などは、制度変更に関しては豊中市独自でできるものは限られているが、重要な問題として「何が中立的であるか・ないか、という理解が充分でなければ、間接差別などへの問題意識すら自覚されない」ことがある。メディア・リテラシーなども含め、具体的な問題を取り上げての学習や意識啓発の機会が、市民に提供されるだけでなく、庁内の各部署において、「女性のみがお茶だしをする」などの慣行の問題をきちんと自覚し、豊中市職員が率先して意識変革と慣行の見直しをすることが求められている。

「4 男女共同参画にかかわる情報の収集・加工・提供の推進」について

・男女共同参画に関わる情報・資料などの収集は、人権問題に関わる専門分野の研究・調査・啓発などのための基礎資料として、「すてっぷ情報ライブラリー」などの専門図書館において取り組まれるべき重要な事業である。資料などの収集・分析・提供などに関する予算を確保するとともに、ITなどを媒介とした情報提供などに関してもさらに充実したプログラムを開発し、市民の利用に資する必要がある。

「5 男女共同参画を推進する地域活動の推進」について

・地域活動の場を活用した「楽しく・活力のある」積極的な啓発を心がける。例えば、地域文化祭や体育祭、敬老の集いなど地域住民の集まる場で、ポスターの掲示や啓発パネルの展示など、啓発教材を積極的に提供する。

・また、小・中・高校生や一般市民を対象として、男女共同参画の意識啓発に向けたポスターや詩・作文の募集など、市民全般の関心を引く企画を計画する。

「6 自分らしい生活を可能とする支援」について

・豊中市が、市域に住むすべての人に開かれた市政を目指し、男女共同参画をはじめとする人権問題に真摯に取り組み、すべての市民が自分らしい生活をする事ができるまちづくりを目指していることのシンボルとして、すでに設置されている「外国人市民会議」のほか、「子ども議会」「女性議会」などのような、直接市民の声を聞くことのできるシステムを構築する。

計画の推進について

「1 推進体制の整備」について

- ・男女共同参画推進にあたっては、市役所庁内の関連部署との調整連携が不可欠である。そのためには縦割り組織ではなくプロジェクトチーム制などの仕組みの導入を積極的に検討する。
- ・「すてっぷ」を豊中市の男女共同参画施策実施の拠点施設として積極的に活用し、その館長を、委員あるいは職責上のメンバーとして、男女共同参画審議会に含める。

おわりに

以上、豊中市からの諮問に基づき、「豊中市男女共同参画計画」の中間見直しについて、審議会からの意見を述べさせていただいたが、この中で今回の審議会において特に委員からの推進要望の声が高かったのは、

女性の就労支援

DV被害者に対する自立支援

男女共同参画についての事業所、特に小零細事業所への啓発

とよなか男女共同参画推進センター「すてっぷ」の充実・活性化

の項目に関するものであった。

これらのうち、**・**については、DV被害者支援のための関係機関のネットワーク化や、地域就労支援事業、無料職業紹介事業など、すでに取り組みが始まっており、今後、女性の自立支援施策の大きな柱となるよう、さらなる進展を期待したい。

一方、**・**については、以前から審議会において、過去の答申やコメントにおいて指摘しているにもかかわらず、進捗があまり見られていない。男女共同参画社会を実現するために重要なことは、男女がともに対等な立場で社会参加を行う環境が整っていることであり、そのためには、生活時間の中で大きなウエイトを占める労働環境の分野での改善が不可欠であると考えます。

また、豊中市の男女共同参画推進の拠点施設である「すてっぷ」についても、まだまだ市民の知名度は低く、一般利用者や講座等への参加者も決して多くはないのが現状である。「すてっぷ」が男女共同参画の拠点としてさらに活性化していくためには、利用しやすいシステムの検討も含めてとよなか男女共同参画推進財団と豊中市が連携しながら「すてっぷ」の運営について積極的に責任を担う必要があるものと考えます。

このたびの計画見直しで上記4点をはじめとして、豊中市の男女共同参画の取り組みが着実に推進されることを期待して結びとしたい。

参 考 資 料

- ・ 諮問文（写）
- ・ 豊中市男女共同参画審議会委員名簿
- ・ 豊中市男女共同参画審議会審議経過
- ・ 豊中市男女共同参画推進条例
- ・ 豊中市男女共同参画審議会規則

諮問第 1 号
平成19年(2007年)8月8日

豊中市男女共同参画審議会
会 長 川喜田 好恵 様

豊中市長 浅利 敬一郎

豊中市男女共同参画推進条例第9条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

諮 問

「豊中市男女共同参画計画」の見直しについて、貴審議会の意見を求めます。

趣 旨

本市では、平成12年(2000年)に、男女共同参画推進の拠点施設として「とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ」を開設し、平成15年(2003年)には、男女共同参画推進に関する法的根拠を明確にするため、豊中市男女共同参画推進条例(以下「条例」という。)を制定するとともに、この条例の精神を市政に適切に反映していくために、平成16年(2004年)に「豊中市男女共同参画計画」を策定いたしました。

本計画が社会経済環境の変化や進捗状況に応じて、策定後、当面4年で見直すこととしていることにしたが、今後とも、男女共同参画施策を効果的・効率的に推進していくため、貴審議会に本計画の見直しについて、諮問いたします。

豊中市男女共同参画審議会委員名簿

【平成20年（2008年）1月現在】

委員名	職業等	備考
赤尾 勝己	関西大学文学部教授	男女の人権・学習部会委員
大橋 一友	大阪大学大学院医学系研究科教授	男女の人権・学習部会委員
川喜田 好恵	大阪府立女性総合センター事業コーディネーター	会長 参画拡大・環境整備部会部会長
川口 みどり	市民公募	両立支援・就業支援部会委員
木村 涼子	大阪大学大学院人間科学研究科准教授	参画拡大・環境整備部会委員
小早川 謙一	豊中商工会議所専務理事	両立支援・就業支援部会委員
小牧 規子	読売新聞大阪本社編集委員	参画拡大・環境整備部会委員
小矢野 哲夫	大阪大学大学院言語文化研究科教授	会長代理 両立支援・就業支援部会部会長
酒井 邦介	市民公募	両立支援・就業支援部会委員
谷村 政廣	豊中企業人権啓発推進員協議会顧問	両立支援・就業支援部会委員
水谷 徳子	泉丘公民分館顧問	参画拡大・環境整備部会委員
牟田 和恵	大阪大学大学院人間科学研究科教授	男女の人権・学習部会部会長
矢倉 昌子	弁護士	男女の人権・学習部会委員
脇本 ちよみ	日本労働組合総連合会大阪府連合会事務局長	両立支援・就業支援部会委員

(敬称略、五十音順)

豊中市男女共同参画審議会審議経過（平成19年度）

（１）豊中市男女共同参画審議会

回	開催月日	審議内容
第1回	8月8日	1. 諮問について 2. 男女共同参画計画の中間見直しに向けた考え方 3. 今後の進め方について
第2回	10月4日	1. 男女共同参画計画中間見直しの答申素案について
第3回	10月18日	1. 男女共同参画中間見直し答申素案について 2. 男女共同参画計画中間見直しの素案について 3. 「平成18年度(2006年度)男女共同参画の推進状況及び男女共同参画計画の実施状況について」報告書への審議会コメント(案)について
第4回	12月27日	1. 男女共同参画計画見直しの答申について

（２）豊中市男女共同参画審議会部会

A. 参画拡大・環境整備部会

回	開催月日	審議内容
第1回	9月8日	1. 計画の推進状況の分析 2. 今後の施策・事業の方向性
第2回	9月10日	1. 今後の施策・事業の方向性について 2. 関係課ヒアリング（広報広聴課、人権教育企画課、地域教育振興課）

B. 両立支援・就業支援部会

回	開催月日	審議内容
第1回	8月30日	1. 計画の推進状況の分析 2. 今後の施策・事業の方向性
第2回	9月6日	1. 今後の施策・事業の方向性について 2. 関係課ヒアリング（商工労政課）

C.男女の人権・学習部会

回	開催月日	審議内容
第1回	8月17日	1. 計画の推進状況の分析 2. 今後の施策・事業の方向性
第2回	9月4日	1. 今後の施策・事業の方向性について 2. 関係課ヒアリング（商工労政課、財団法人とよなか男女共同参画推進財団、人権教育企画課、学校保健給食課）

豊中市男女共同参画推進条例

公布 平成15.10.10
条例48

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際社会の動きと連動して進められ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けた男女共同参画社会基本法を制定しました。

豊中市においては、人権に根ざした文化に満ちたまちの実現をめざして、一人ひとりの個性が大切にされ、共に生きることができる開かれた社会づくりに取り組んでいます。こうした中で、女性政策基本方針等の策定やとよなか男女共同参画推進センターすてっぷの開設など、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に進めてきましたが、職域や地域などにおける活動への参画に男女間の格差が生じているのが現状であります。

また、全国的にも性別による固定的な役割分担等を反映した制度等の存在や女性に対する暴力の社会問題化など、多くの課題があり、その解消が求められています。

こうしたことから、すべての人の人権が尊重され、自らの意思で生き方を選択し、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に対等に参画することができる男女平等を前提とする男女共同参画社会の実現が重要となっております。

ここに私たちは、男女共同参画社会の実現をめざすことを決意し、男女共同参画への取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もつて男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によつて職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もつて男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 職場その他の社会的関係において、他の者に対し、その意に反した性的な言動をすることによりその者の就業環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 固定的な性別役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。

- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について対等な一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行えるようにすること。
- (5) 男女が互いの身体的特徴について理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、互いの意思が尊重され、生涯にわたり健康な生活が営まれること。
- (6) 男女が就業の場において、均等な機会と待遇を享受できる状況が実現されるよう配慮されること。
- (7) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向を考慮して行われること。

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。
- 3 市は、男女共同参画を推進するため、体制の整備その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立することができる環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的な扱いをしてはならない。

- 2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、配偶者等への暴力その他男女間における暴力的行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、固定的な性別役割分担等若しくは異性に対する暴力的行為を助長する表現又は過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 総合的かつ長期的に講じるべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ、第23条に定める豊中市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

- 4 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 5 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。
(施策の策定等に当たつての配慮)
- 第10条** 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。
(附属機関等における委員の構成)
- 第11条** 市は、その設置する附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、男女の数の均衡を図るよう努めるものとする。
(広報及び啓発並びに教育)
- 第12条** 市は、市民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、広報及び啓発並びに教育を行うものとする。
(調査研究)
- 第13条** 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。
(市民等の活動に対する支援)
- 第14条** 市は、市民又は事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。
(セクシュアル・ハラスメント等を防止するための取組等)
- 第15条** 市は、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等への暴力その他男女間における暴力的行為を防止するための取組を進め、これらの被害を受けた者に対し、必要な援助を行うものとする。
(環境の整備)
- 第16条** 市は、男女が共に社会のあらゆる分野における活動を円滑に行うことができる環境が整備されるよう努めるものとする。
(人権侵害についての相談等)
- 第17条** 市は、性別による差別的な扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害について、相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関との連携を行うものとする。
(訴訟等の資金の貸付け)
- 第18条** 市長は、豊中市訴訟等に係る資金の貸付けに関する条例(平成15年豊中市条例第49号)の定めるところにより、前条に規定する人権侵害を受けた市民が行う訴訟等に要する費用に充てる資金を貸し付けるものとする。
(男女共同参画苦情処理委員会)
- 第19条** 社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するため、次に掲げる申出その他市長が必要と認める事項を処理する豊中市男女共同参画苦情処理委員会(以下「委員会」という。)を置く。
 - (1) 市又は国若しくは大阪府が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の申出
 - (2) 性別による差別的な扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によつて人権が侵害された場合における苦情又は救済の申出
- 2 委員会は、次に掲げる事項を除き、市民その他市規則で定める者からの前項各号に掲げる申出を処理する。
 - (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項
 - (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
 - (3) その他市規則で定める事項
- 3 前項の市規則で定める者が委員会に申出を行うことができる範囲は、市規則で定める。
- 4 委員会は、第1項第1号に掲げる申出があつたときは、調査を行い、必要があると認めるときは、助言、調整、あつせん、勧告又は意見表明を行うものとする。ただし、当該申

出が国又は大阪府に係るものであるときは、これら助言、調整等に替えて当該調査結果の通知を行うものとする。

- 5 委員会は、第1項第2号に掲げる申出があつたときは、調査を行い、必要があると認めるときは、助言、調整、あつせん、是正の要望又は意見表明を行うものとする。ただし、当該申出が市に係るものであるときは、前項本文の規定によるものとする。
- 6 第2項及び前2項に定めるもののほか、委員会は、市に関し男女共同参画の推進に重大な影響を及ぼすと認められる事項があると認める場合は、自らの発意に基づき調査を行い、意見表明を行うことができる。
- 7 委員会は、委員3人以内で組織する。
- 8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(専門調査員)

第20条 市長は、委員会が処理する事項について調査させるため、専門調査員を置く。

- 2 前条第8項の規定は、前項の専門調査員について準用する。

(調査への協力)

第21条 市は、委員会が第19条第4項から第6項までの規定により市について調査を行う場合は、その調査に協力しなければならない。

(勧告への対応等)

第22条 市は、第19条第4項本文の勧告（同条第5項ただし書の規定により同条第4項本文の規定によるものとされた同項本文の勧告を含む。）を受けたときは、当該勧告に対し適切かつ迅速に対応し、必要な措置を講じるとともに、その内容を速やかに委員会に報告しなければならない。

- 2 委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を公表する。

(男女共同参画審議会)

第23条 この条例によりその権限に属させられた事項のほか、市長の諮問に応じて男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、豊中市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員15人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であつてはならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(男女共同参画の推進状況等の公表)

第24条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について公表する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条から第23条までの規定並びに次項及び附則第3項の規定は、市規則で定める日から施行する。

〔平成15.11規則79により、第18条から第22条まで及び附則第3項（委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和31年豊中市条例第19号）第2条第1項第39号の次に2号を加える改正規定中同項第41号に係る部分を除く。）の規定は、平成15.11.7から施行〕

〔平成15.12規則85により、第23条並びに附則第2項及び第3項（委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和31年豊中市条例第19号）第2条第1項第39号の次に2号を加える改正規定中同項第41号に係る部分に限る。）の規定は、平成15.12.19から施行〕

- 2・3 他の条例の一部改正〔略〕

豊中市男女共同参画審議会規則

公布 平成16.1.15
規則1

沿革 平成17.3.31
規則3

(目的)

第1条 この規則は、豊中市男女共同参画推進条例（平成15年豊中市条例第48号）第23条第4項の規定に基づき、豊中市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第2条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 市民
 - (3) 市長が特に必要と認める者
- 2 前項第2号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかつたときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、前条第1項第2号の委員を除き、再任されることができる。
- 3 市長は、特別の事情があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、審議会の事務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に所属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会における審議状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

(関係者の出席等)

第7条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、人権文化部男女共同参画推進課において処理する。

(施行細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年1月20日から施行する。
- 2 豊中市女性問題審議会規則（昭和59年豊中市規則第4号）は、廃止する。
- 3 会長及びその職務を代理する者に事故がある場合その他会長の職務を行う者がいない場合における審議会の招集及び会長が決定されるまでの審議会の議長は、市長が行う。
- 4 他の規則の一部改正〔略〕

附 則（平成17.3.31規則3抄）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

豊中市男女共同参画計画の見直しについて

答 申

平成20年(2008年)1月

発行 豊中市人権文化部男女共同参画推進課

〒561 - 8501 豊中市中桜塚3 - 1 - 1

TEL : 06 - 6858 - 2654

FAX : 06 - 6846 - 6003